

自動車工業会、トヨタ、石油連盟に制度創設を要請！

医療費助成、ぜん息の重症化を防ぐ

三月二三日、横浜市議会は「ぜん息患者医療費救済制度」を創設を求める「意見書」（四月五日付ビラで全文を紹介）を採択し、国に提出しました。

横浜市が提出した「意見書」の内容は、「ぜんそくが国民の日常生活や社会生活に及ぼす影響は深刻であり安定した生活を継続するためには、適切な医療を受け、ぜんそくの重症化を防止していくことが重要である。」と指摘し、「患者の医療費負担は大きく、適切な医療を受けられなければ重症化を招き、さらには死に至る危険性ははらんでいる。」と制度創設の重要性を訴えています。重要性に鑑み、国は「医療費負担の軽減を図る特段の措置を講ぜられるよう強く要望する」ものとなっています。

一方、川崎市が平成一五年一二月一九日付で国に提出した「ぜん息患者に対する医療費助成等に関する意見書」でも、「ぜん息患者の日常生活や社会生活に及ぼす影響は深刻あり、発症原因が自動車排気ガスに起因する大気汚染のみと特定できない」としても「国による広域的な対応を図ることが急務である」と訴えています。さらに、「増加し続けるぜん息患者に対する医療費負担の軽減を含めた救済制度」をはじめとする「特段の措置を講じること」を要望しました。

石連、「財源拠出を含め検討」

全国公害患者の会連合会と大気汚染裁判原告団・弁護士全国連絡会議は、共同して、自動車工業会、トヨタ東京本社（四月九日）、石油連盟（四月一日）に対して、国が「ぜん息患者医療費救済制度」の創設にあたり財源拠出の協力要請があつた時には適切に対処するよう、要請を行いました。

患者側から「**公害健康被害補償法の指定地域が解除（一九八八年三月）され、新たに発生するぜん息患者の救済が打ち切られた。しかし、その後も、ぜん息で苦しむ患者が発生している。また、解除時に発生していた患者が制度のあることを知らずにしないケースもあつた**」ことを訴えました。

大気汚染の原因が、工場（固定発生源）から自動車排ガス（移動発生源）に変化していることなど裁判で争われた加害者被害者の枠ではなく、被害が発生している事実に基づいて、医療費助成制度の創設に積極的に努力するよう要請しました。

毎年六月の環境月間に合わせて取り組まれている全国公害被害者総行動では、石油連盟に対して「ぜん息患者の医療費助成制度」の創設を要請しています。

その際、石油連盟は、「**国から制度創設の話があれば、財源拠出も含め検討する**」と応えているので、そのスタンスは、今も変わっていないとの回答を得ました。

環境省との間では、五月一五日「ぜん息患者患者の医療費救済制度」の創設を目標にした「勉強会」が予定されています。

2018年5月11日
川崎公害病患者と家族の会
川崎市川崎区砂子2-8-1-304
☎044-211-0391
川崎北部のぜん息患者と家族の会
川崎市高津区下作延1-13-45-102
☎044-833-9601